

## 福岡県シェルター事業実施要領

### 1 目的

本事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、福岡県とする。

ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の福岡県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

### 3 事業の対象者

一定の住居を持たない生活困窮者で、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する者を対象とする。

#### （１）次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が４月から６月までのいずれかの月である場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 3 項の条例で定める金額を 12 で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）による住宅扶助基準（以下「住宅扶助基準」という。）に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に 6 を乗じて得た額（当該額が 100 万円を超える場合は 100 万円とする。）以下であること。

#### （２）福岡県が、緊急性等を勘案し支援が必要と認める者

（３）上記（１）ア及びイのいずれにも該当する者であって、これまで社員寮（社員寮に準ずる社宅等の施設を含む。以下「社員寮等」という。）に居住していたが、雇止めや解雇等、本人の責に帰すべき理由、都合によらないで離職したものの、当面の間、当該社員寮等に引き続き滞在できる者

### 4 事業内容

本事業の支援内容は、利用者の状況に応じて、次に掲げるものとする。

#### 4-1 利用者が 3（１）又は（２）に該当する者の場合

##### （１）支援内容

ア 利用者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供する。

イ 利用開始時及び利用期間中において必要に応じて健康診断及び健康医療相談

を行うとともに、医療等が必要な場合は、保健福祉（環境）事務所等と十分な連携の下に必要な医療等を確保する。

## （２）宿泊施設

宿泊する施設は、３（１）又は（２）に規定する対象者を受け入れることに協力が得られた旅館等の宿泊場所及び食事等を提供する施設（以下「宿泊施設」という。）であって、福岡県が指定するものとする。

## （３）利用手続

本事業の利用手続は、次のとおりとする。

ア 本事業を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、原則として福岡県自立相談支援事務所又はこども支援オフィス（以下「福岡県自立相談支援事務所等」という。）に福岡県シェルター事業利用申込書（様式１）を提出するものとする。ただし、緊急時においては、福岡県自立相談支援事務所等が、申込者の利用の意向を確認することをもって利用申込があったものとすることができる。

イ 福岡県自立相談支援事務所等は、利用申込を受け付けた後、速やかに、福岡県シェルター事業利用申込書の写しを福岡県に提出する。

福岡県は、アの申込に対して、迅速に宿泊施設の利用の可否を決定し、福岡県自立相談支援事務所等を経由して申込者本人に伝えることとする。

ウ 利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が宿泊施設を利用するにあたっては、福岡県自立相談支援事務所等は、原則として、当該宿泊施設へ同行し、宿泊手続の支援を行うこととする。

エ 利用者は、原則として、福岡県自立相談支援事務所等が策定するプランに基づく各種支援を受けるものとする。

## （４）利用期間

本事業の利用期間は、利用者に対するアセスメントの状況を踏まえ、原則として１か月以内とする。

## （５）宿泊の中止

福岡県は、次のいずれかに該当する場合には宿泊を中止することができる。

ア 利用者が飲酒や暴力行為などにより、宿泊施設に迷惑を及ぼした場合

イ 利用者が宿泊施設の定める規則等を遵守しない場合

ウ 利用者が福岡県自立相談支援事務所等の行う相談支援を受け入れない場合

エ 利用者对生活保護の支給決定がされた場合（ただし、医療単給を除く。）

オ その他、福岡県が宿泊を中止する必要があると認めた場合

## ４－２ 利用者が３（３）に該当する者の場合

### （１）支援内容

利用者が居住する社員寮等を管理する事業主に対し、利用者が当該社員寮等に引き続き滞在するために必要な借り上げ料を支給することで、利用者の住居を確保す

る。

なお、支給期間は原則として1か月以内とし、支給金額は、当該社員寮等の1か月分の家賃の額（管理費、共益費、駐車場代及び光熱費は対象外）又は生活保護法による保護の基準による住宅扶助基準に基づく額（1か月分）のうち、いずれか低い額とする。

## （2）利用手続

本事業の利用手続は、以下のとおりとする。

- ア 申込者は、福岡県自立相談支援事務所等に利用者が居住する社員寮等の情報及び社員寮等を管理する事業主の情報を提供する。
- イ 福岡県自立相談支援事務所等は、アの情報提供を受けた後、速やかに事業主と協議を行い、別途福岡県が提示する「社員寮等の借り上げ料の支払いに関する覚書（以下「覚書」という。）」への記名押印又は署名（以下「署名等」という。）を依頼することとする。
- ウ 事業主から署名等を受けた後、福岡県自立相談支援事務所等は福岡県に覚書の締結を依頼する。
- エ 福岡県は、ウの依頼を受けた場合、覚書を締結のうえ、福岡県自立相談支援事務所等を経由して事業主に覚書を送付するとともに、申込者に覚書の写しを送付することとする。
- オ 覚書の締結後、福岡県自立相談支援事務所等は、事業主からの請求に基づき、借り上げ料を支払うこととする。
- カ 利用者は、原則として、福岡県自立相談支援事務所等が策定するプランに基づく各種支援を受けるものとする。

## （3）利用期間

本事業の利用期間は、利用者に対するアセスメントの状況を踏まえ、原則として1か月以内とする。

## 5 留意事項

- （1）本事業は「福岡県自立相談支援事業実施要領」及び「福岡県こども支援オフィス事業実施要領」に定める事業と一体的に実施する。
- （2）本事業の実施に当たっては、「居住支援事業の運営の手引き」（令和7年4月1日社援地発 0401 第 24 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照するものとする。
- （3）本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、女性相談支援センターや女性自立支援施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者

に対しては、配慮を行うこと。

(4) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(5) 利用者の支援にあたっては、必要に応じて保健福祉（環境）事務所や公共職業安定所等の関係機関及び関係団体と十分に連携すること。

## 6 雑則

この要領の実施に関し、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 4月17日から施行する。

この要領は、令和 2年 6月19日から施行する。

この要領は、令和 2年12月28日から施行する。

この要領は、令和 8年 4月 1日から施行する。